

人事院会議議事録

会議日

令和7年5月8日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官
(説明員) (人材局)
澤田企画課長

議題

刑務官採用試験（大卒程度試験）新設に伴う採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令についての意見及び人事院規則の改正等について

議事の概要

- 議題「刑務官採用試験（大卒程度試験）新設に伴う採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令についての意見及び人事院規則の改正等について」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- これに対し、土生人事官から、拘禁刑導入は画期的なことなので、人事行政の側面から他にもフォローできることがあれば是非とも対応していくべきとの意見があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

刑務官採用試験（大卒程度試験）新設に伴う採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令についての意見及び人事院規則の改正等について

令和7年5月8日

人 材 局
給 与 局

令和7年6月に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が施行され、懲役及び禁錮を単一化し拘禁刑が創設されることに伴い、刑務官業務の変化に応じた人材を確保するため、従来の高卒程度に加え大卒程度の者を対象とする試験を追加する方針が示された。これを踏まえ、内閣総理大臣から人事院総裁宛文書にて、採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成26年政令第192号。以下「対象官職等政令」という。）の一部改正案に対する人事院の見解を求められたことから、以下1のとおり回答することとしたい。

また、対象官職等政令の改正に伴い、刑務官採用試験（大卒程度試験）に係る規定を整備する必要があることから、以下2のとおり人事院規則の改正等を行うこととしたい。

1 「採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令」の一部改正に対する意見について

- (1) 対象官職等政令に定める各事項は人事院の意見を聴いて定めることとされている。
- (2) この規定に基づき、内閣総理大臣から、令和7年5月1日付けで、対象官職等政令の一部改正に対する人事院の見解を求められている（別紙1参照）。

改正内容は、以下のとおり。

- ① 拘禁刑が創設されたことに伴い、採用試験における対象官職として刑務官の官職について定めている第1条第2項第2号を改正する。
- ② 拘禁刑導入に伴う業務の変化を踏まえ、刑務官採用試験に大卒程度の者を対象とする試験を追加するため、専門職試験の「一定の範囲の知識等を有する者」について定めている第2条第3項及び採用試験により確保すべき人材に関する事項を

定めている別表を改正する。

- (3) 人事院は、提示された政令案について、採用試験の公正性の観点や試験の円滑な実施の観点等から問題があれば意見を述べることとなるが、本件については、特段の問題はないと考えられることから、提示案のとおり改正することに異議ない旨、回答することとしたい（別紙2参照）。

2 刑務官採用試験（大卒程度試験）新設に伴う人事院規則等の改正内容

- (1) 人事院規則8—18（採用試験）（規則案については別紙3参照）

① 採用試験の種類の名称

刑務官を対象官職とする試験（大卒程度の者に対して行うもの）を新たに追加し、名称を「刑務官採用試験（大卒程度試験）」とする。

また、従来実施している刑務官を対象官職とする試験（高卒程度の者に対して行うもの）について、名称を「刑務官採用試験（高卒程度試験）」に改める。

② 区分試験及び区分試験の対象となる官職

「刑務官採用試験（大卒程度試験）」は、刑務A及び刑務Bに区分する。そして、刑務Aの対象となる官職は主として刑事施設における男子被収容者の、刑務Bの対象となる官職は主として刑事施設における女子被収容者の処遇に係る看守部長の業務に従事することを職務とする官職とする。

また、「刑務官採用試験（高卒程度試験）」は、刑務A・刑務A（社会人）、刑務B・刑務B（社会人）、刑務A（武道）及び刑務B（武道）に区分する。そして、刑務A及び刑務A（社会人）の対象となる官職は主として刑事施設における男子被収容者の、刑務B及び刑務B（社会人）の対象となる官職は主として刑事施設における女子被収容者の処遇に係る看守の業務に従事することを職務とする官職とする。さらに、刑務A（武道）の対象となる官職は主として刑事施設における男子被収容者の、刑務B（武道）の対象となる官職は主として刑事施設における女子被収容者の警備に係る看守の業務に従事することを職務とする官職とする。

③ 採用試験の試験種目

「刑務官採用試験（大卒程度試験）」の試験種目は、基礎能力試験、課題論文試験、人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査とする。

④ 採用試験の受験資格

「刑務官採用試験（大卒程度試験）」の受験資格は、試験年度の4月1日において、年齢が21歳以上30歳未満の者並びに年齢が21歳未満の者であって大学を卒業した者及び試験年度の3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者等とする。

(2) 人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）（規則案については別紙4参照）
「刑務官採用試験（大卒程度試験）」について、「専門職（大卒二群）」の採用試験に追加する。

(3) 平成23年人事院公示第16号（公示案については別紙5参照）
従来実施している刑務官を対象官職とする試験（高卒程度の者に対して行うもの）について、名称を「刑務官採用試験（高卒程度試験）」に改める。

(4) 平成23年人事院公示第18号（公示案については別紙6参照）
2(1)④の「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者等」について、大学卒業者等と同等の資格があると認める者等を規定している平成23年人事院公示第18号第2項第1号及び第2号の対象となる採用試験として、「刑務官採用試験（大卒程度試験）」を追加する。

3 意見公募手続の結果

今般の規則等の改正に当たり、2(1)及び(4)について令和7年2月12日から3月13日まで意見公募手続を実施したところ、意見の提出はなかったため、2のとおり規則等を改正するものとする。

4 公布日・施行日

公布日：令和7年5月30日（内閣人事局の対象官職等政令公布日と同日）

施行日：令和7年12月1日（内閣人事局の対象官職等政令施行日と同日）

以 上

【公印・契印（省略）】

閣 人 人 第 333 号

令 和 7 年 5 月 1 日

人事院総裁 川 本 裕 子 殿

内閣総理大臣 石 破 茂

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき
人材に関する政令について

標記政令を別紙 1 及び 2 のように一部改正したいので、国家公務
員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 45 条の 2 第 4 項の規定に基づき
貴院の見解を伺います。

政令第 号

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令

内閣は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに同法第五百九条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条（第八条）（略）

（採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部改正）

第九条 採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（採用試験における対象官職に関する特例）

2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百四十二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条第二項第二号の規定の適用については、同号中「拘禁刑又は拘留」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この号において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役、旧刑法第十三条に規定する禁錮又は旧刑法第十六条に規定する拘留」とする。

第十条（第四十四条）（略）

附 則

（施行期日）

1 この政令は、刑法等一部改正法の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、検察審査会法施行令その他の関係政令の整理等を行うとともに、所要の経過措置を定める必要があるからである。

政令第 号

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第四十五条の二第二項第三号及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「前条第二項第一号」の下に「、第二号」を加え、同項第三号中「前条第二項第二号、第四号」を「前条第二項第四号」に改める。

別表刑務官採用試験の項を次のように改める。

| 刑務官採用試験 | 大卒程度の者 |
|---------|--|
| | 一 社会経済情勢に関する知識を備えていること。 二 状況に応じて課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を備えていること。 |

| | |
|--------|--|
| | <p>三 採用後の研修又は職務経験を通じて第一号に規定する知識並びに前号に規定する論理的な思考力、判断力及び表現力の向上が見込まれること。</p> <p>四 職務を適切に遂行することができる身体の状況にあること及び職務を遂行する上で求められる体力を備えていること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、採用試験の種類のを全てを通じて備えているべき知識、能力等を備えていること。</p> |
| 高卒程度の者 | <p>一 論理的な思考力及び表現力を備えていること。</p> <p>二 採用後の研修又は職務経験を通じて前号に規定する論理的な思考力及び表現力の向上が見込まれること。</p> <p>三 職務を適切に遂行することができる身体の状況にあること及び職務を遂行する上で求められる体力又は武道の技術を備えていること。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | 四 前三号に掲げるもののほか、採用試験の種類の全てを通じて備えているべき知識、能力等を備えていること。 |
|--|--|---|

附 則

この政令は、令和七年十二月一日から施行する。

理由

拘禁刑導入による刑務官の業務の変化を踏まえ、刑務官採用試験のうち大卒程度の者に行うものを追加する必要があるからである。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文

○ 採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）（第九条関係）
（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（採用試験における対象官職）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第四十五条の二第一項第三号の政令で定める官職は、係員の官職のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 拘禁刑又は拘留の刑の執行のため拘置される者等の収容及び刑事施設（これに附置された労役場及び監置場を含む。）における被収容者等の処遇並びに刑事施設の警備の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする官職</p> <p>三、十五（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。</p> <p>（採用試験における対象官職に関する特例）</p> <p>2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百四十二条の規定に</p> | <p>（採用試験における対象官職）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第四十五条の二第一項第三号の政令で定める官職は、係員の官職のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者等の収容及び刑事施設（これに附置された労役場及び監置場を含む。）における被収容者等の処遇並びに刑事施設の警備の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする官職</p> <p>三、十五（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。</p> |

よりなお従前の例によることとされる場合における第一条第二項
第二号の規定の適用については、同号中「拘禁刑又は拘留」とあ
るのは、「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七
号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五
号。以下この号において「旧刑法」という。）第十二条に規定す
る懲役、旧刑法第十三条に規定する禁錮又は旧刑法第十六条に規
定する拘留」とする。

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第九十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------|---|-----------|-------|-----|-----|---|----|--------|-----|-------|-----|-----|--|----|------|------|-------|------|------|--|----|------|------|-------|------|------|
| <p>（一定の範囲の知識等を有する者）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四十五条の二第二項第三号の一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものは、次の各号に掲げる行政分野に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 前条第二項第一号、第二号、第七号又は第十三号から第十五号までに規定する分野 次のイ又はロに掲げるそれぞれの者</p> <p>イ 大卒程度の者</p> <p>ロ 高卒程度の者</p> <p>二（略）</p> <p>三 前条第二項第四号、第十一号又は第十二号に規定する分野 高卒程度の者</p> <p>4・5（略）</p> | | <p>（一定の範囲の知識等を有する者）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 法第四十五条の二第二項第三号の一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものは、次の各号に掲げる行政分野に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 前条第二項第一号、第七号又は第十三号から第十五号までに規定する分野 次のイ又はロに掲げるそれぞれの者</p> <p>イ 大卒程度の者</p> <p>ロ 高卒程度の者</p> <p>二（同上）</p> <p>三 前条第二項第二号、第四号、第十一号又は第十二号に規定する分野 高卒程度の者</p> <p>4・5（同上）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表（第三条関係） | 別表（第三条関係） | 別表（第三条関係） | 別表（第三条関係） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>試験</td> <td>大卒程度の者</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>刑務官採用</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> | 試験 | 大卒程度の者 | （略） | 刑務官採用 | （略） | （略） | <table border="1"> <tr> <td>試験</td> <td>大卒程度の者</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>刑務官採用</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> | 試験 | 大卒程度の者 | （略） | 刑務官採用 | （略） | （略） | <table border="1"> <tr> <td>試験</td> <td>（新設）</td> <td>（同上）</td> </tr> <tr> <td>刑務官採用</td> <td>（同上）</td> <td>（同上）</td> </tr> </table> | 試験 | （新設） | （同上） | 刑務官採用 | （同上） | （同上） | <table border="1"> <tr> <td>試験</td> <td>（新設）</td> <td>（同上）</td> </tr> <tr> <td>刑務官採用</td> <td>（同上）</td> <td>（同上）</td> </tr> </table> | 試験 | （新設） | （同上） | 刑務官採用 | （同上） | （同上） |
| 試験 | 大卒程度の者 | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 刑務官採用 | （略） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 試験 | 大卒程度の者 | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 刑務官採用 | （略） | （略） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 試験 | （新設） | （同上） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 刑務官採用 | （同上） | （同上） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 試験 | （新設） | （同上） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 刑務官採用 | （同上） | （同上） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>一 社会経済情勢に関する知識を備えていること。</p> <p>二 状況に応じて課題を解決できる論理的な思想。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-----|-----|--|--|
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | <p>考力、判断力及び表現力を備えていること。</p> <p>三 採用後の研修又は職務経験を通じて前号に規定する知識並びに前号に規定する論理的な思考力、判断力及び表現力の向上が見込まれること。</p> <p>四 職務を適切に遂行することができる身体の状態にあること及び職務を遂行する上で求められる体力又は武道の技術を備えていること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、採用試験の種類_等の全てを通じて備えているべき知識、能力_等を備えていること。</p> | <p>高卒程度 の者</p> <p>一 論理的な思考力及び表現力を備えていること。</p> <p>二 採用後の研修又は職務経験を通じて前号に規定する論理的な思考力及び表現力の向上が見込まれること。</p> <p>三 職務を適切に遂行することができる身体の状態にあること及び職務を遂行する上で求められる体力又は武道の技術を備えていること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、採用試験の種類_等の全てを通じて備えているべき知識、能力_等を備えていること。</p> |

| | | | |
|------|------|------|------|
| (同上) | (同上) | (同上) | (同上) |
| (同上) | (同上) | (同上) | (同上) |
| (同上) | (同上) | (同上) | (同上) |
| (同上) | (同上) | (同上) | (同上) |

人 企 一 ● ● ●

令和7年5月●日

内閣総理大臣 石 破 茂 殿

人事院総裁 川 本 裕 子

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材
に関する政令についての意見

令和7年5月1日に内閣総理大臣から人事院総裁宛て文書（閣人人第
333号）により提示された政令案につきましては、採用試験の公正性等の観点
からみて特に問題はないものと認められることから、貴案のとおり改正されるこ
とに異議ありません。

以 上

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年五月三十日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則八―一八―三七

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|-----|-----|

(採用試験の種類ごとの名称)

第三条 (略)

2 (略)

3 専門職試験（法第四十五条の二第二項第三号に規定する専門職試験をいう。以下同じ。）で
ある採用試験の種類ごとの名称は、次の各号に掲げる当該採用試験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。

一・二 (略)

二の二 対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第

二条第三項第一号イに規定する者に対して行

う採用試験 刑務官採用試験（大卒程度試

(採用試験の種類ごとの名称)

第三条 (略)

2 (略)

3 専門職試験（法第四十五条の二第二項第三号に規定する専門職試験をいう。以下同じ。）で
ある採用試験の種類ごとの名称は、次の各号に掲げる当該採用試験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。

一・二 (略)

(新設)

験)

三 対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第一号ロに規定する者に対して行う採用試験 刑務官採用試験（高卒程度試験）

四〇十七 （略）

4 （略）

別表第一 区分試験及び区分試験の対象となる官

職（第四条関係）

| | | |
|--------------|------|--------------|
| 採用試験の種類ごとの名称 | 区分試験 | 区分試験の対象となる官職 |
| (略) | (略) | (略) |

三 対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第三号に規定する者に対して行う採用試験 刑務官採用試験

四〇十七 （略）

4 （略）

別表第一 区分試験及び区分試験の対象となる官

職（第四条関係）

| | | |
|--------------|------|--------------|
| 採用試験の種類ごとの名称 | 区分試験 | 区分試験の対象となる官職 |
| (略) | (略) | (略) |

| | | |
|---------------------|---|--|
| | | 刑務官採用 試験（大卒 程度試験） |
| 刑務B | | 刑務A |
| 二 対象官職等政 令第一条第二項 | と する こと を 職 務 と す る 官 職 | 一 対象官職等政 令第一条第二項 第二号に規定す る官職のうち、 主として刑事施 設における男子 の被収容者の処 遇に係る看守部 長の業務に従事 することを職務 とする官職 |

| | | |
|--------------------------------|-------------------|---|
| | | 刑務官採用 試験 |
| 刑務B （社会 人） | 刑務B | 刑務A （社会 人） |
| 二 対象官職等政 令第一条第二項 第二号に規定す | と する 官 職 | 一 対象官職等政 令第一条第二項 第二号に規定す る官職のうち、 主として刑事施 設における男子 の被収容者の処 遇の業務に従事 することを職務 とする官職 |

| | | | |
|----------|------------|----------------|---|
| 刑務官採用 | 試験（高卒程度試験） | | |
| 刑務 A | 刑務 A（社会人） | | |
| 一 対象官職等政 | 令第一条第二項 | 第二号に規定する官職のうち、 | 第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における女子の被收容者の処遇に係る看守部長の業務に従事することを職務とする官職 |

| | | | |
|----------|---------|------------------------------|--|
| 刑務 A（武道） | | | |
| 三 対象官職等政 | 令第一条第二項 | 第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における男子 | 第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における女子の被收容者の処遇の業務に従事することを職務とする官職 |

| | | |
|---|----------|-------------------------------------|
| | 刑務 B | 刑務 B (社会人) |
| 主として刑事施設における男子の被収容者の処遇に係る看守の業務に従事することを職務とする官職 | 二 対象官職等政 | 令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における女子 |

| | | |
|----------------------------|--|--|
| | 刑務 B (武道) | |
| の被収容者の警備の業務に従事することを職務とする官職 | 四 対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における女子の被収容者の警備の業務に従事することを職務 | |

| | |
|--|---|
| | 道) |
| <p>の被収容者の処遇に係る看守の業務に従事することを職務とする官職</p> | <p>刑務A（武三）対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における男子の被収容者の警備に係る看守の</p> |

とする官職

別表第二 採用試験の試験種目（第六条関係）

| 刑務官採用 | 刑務官採用 試験（大卒 程度試験） | (略) | (略) | 採用試験の 種類ごとの 名称 | (略) | (略) | る官職 |
|-----------------|--|-----|-----|----------------------|-----|-----|-----|
| 刑務A | 刑務A 刑務B | (略) | (略) | 採用試験の 区分試験 | (略) | (略) | |
| 基礎能力試験、 体力検査 | 基礎能力試験、 課題論文試験、人 物試験、身体検 査、身体測定及び 体力検査 | (略) | (略) | 試験種目 | (略) | (略) | |

別表第二 採用試験の試験種目（第六条関係）

| 刑務官採用 試験 | 刑務官採用 試験 | (略) | (略) | 採用試験の 種類ごとの 名称 | (略) | (略) | る官職 |
|--|--|-----|-----|----------------------|-----|-----|-----|
| 刑務A 刑務B 人) | 刑務A 刑務B 人) | (略) | (略) | 採用試験の 区分試験 | (略) | (略) | |
| 基礎能力試験、 作文試験、人物試 験、身体検査、身 体測定及び体力検 査 | 基礎能力試験、 作文試験、人物試 験、身体検査、身 体測定及び体力検 査 | (略) | (略) | 試験種目 | (略) | (略) | |

| | | | | | | | | |
|---------------|---------------|-----------------------|-----|-----|-----|----------------|---------------------|----------|
| 採用試験の 区分試験 | 採用試験の 受験資格 | 別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係） | (略) | (略) | (略) | 試験（高卒 程度試験） | 刑務 B | 作文試験、人物試 |
| | | | | | | 刑務 A（社会 人） | 試験、身体検査、身 | |
| | | | | | | 刑務 B（社会 人） | 体測定及び体力検 | |
| 採用試験の 区分試験 | 採用試験の 受験資格 | 別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係） | (略) | (略) | (略) | 刑務 A（武 道） | 基礎能力試験、 作文試験、実技試 | |
| 採用試験の 区分試験 | 採用試験の 受験資格 | 別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係） | (略) | (略) | (略) | 刑務 B（武 道） | 作文試験、実技試 | |
| 採用試験の 区分試験 | 採用試験の 受験資格 | 別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係） | (略) | (略) | (略) | 刑務 B（武 道） | 体検査及び身体測 | |
| 採用試験の 区分試験 | 採用試験の 受験資格 | 別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係） | (略) | (略) | (略) | 刑務 B（武 道） | 定 | |

| | | | | | | | |
|---------------|---------------|-----------------------|-----|-----|-----|--------------|---------------------|
| 採用試験の 区分試験 | 採用試験の 受験資格 | 別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係） | (略) | (略) | (略) | 刑務 A（武 道） | 基礎能力試験、 作文試験、実技試 |
| | | | | | | 刑務 B（武 道） | 作文試験、実技試 |
| | | | | | | 刑務 B（武 道） | 体検査及び身体測 |
| 採用試験の 区分試験 | 採用試験の 受験資格 | 別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係） | (略) | (略) | (略) | 刑務 A（武 道） | 基礎能力試験、 作文試験、実技試 |
| 採用試験の 区分試験 | 採用試験の 受験資格 | 別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係） | (略) | (略) | (略) | 刑務 B（武 道） | 作文試験、実技試 |
| 採用試験の 区分試験 | 採用試験の 受験資格 | 別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係） | (略) | (略) | (略) | 刑務 B（武 道） | 体検査及び身体測 |
| 採用試験の 区分試験 | 採用試験の 受験資格 | 別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係） | (略) | (略) | (略) | 刑務 B（武 道） | 定 |

| 種類ごとの 名称 | (略) | 刑務官採用 試験（大卒 程度試験） |
|-------------|-----|---|
| | (略) | 刑務A |
| | (略) | 一 次に掲げる者 イ 試験年度の 四月一日にお ける年齢が二 十一歳以上三 十歳未満の男 子 ロ 試験年度の 四月一日にお ける年齢が二 |

| 種類ごとの 名称 | (略) | 刑務官採用 試験 |
|-------------|-----|--|
| | (略) | 刑務A 刑務A（武 道） |
| | (略) | 一 試験年度の四 月一日における 年齢が十七歳以 上二十九歳未満 の男子 二 試験年度の四 月一日における 年齢が十七歳以 上二十九歳未満 の女子 |

十一歳未満の
 男子で次に掲
 げるもの
 (1) 大学を卒
 業した者及
 び試験年度
 の三月まで
 に大学を卒
 業する見込
 みの者並び
 に人事院が
 これらの者
 と同等の資

| | |
|----------------|---|
| 刑務 A (社会 人) | 三 試験年度の四 月一日における 年齢が四十歳未 満の男子(第一 号に規定する受 験資格を有しな くなつた者に限 る。) |
| 刑務 B (社会 人) | 四 試験年度の四 月一日における 年齢が四十歳未 満の女子(第二 号に規定する受 |

格があると
認める者

(2) 短期大学
又は高等専
門学校を卒
業した者及
び試験年度
の三月まで
に短期大学
又は高等専
門学校を卒
業する見込
みの者並び

験資格を有しな
くなつた者に限
る。）

| | |
|--|--|
| | 刑務 B |
| に人事院が これらの者 と同等の資 格があると 認める者 | 二 次に掲げる者 イ 試験年度の 四月一日にお ける年齢が二 十一歳以上三 十歳未満の女 子 ロ 試験年度の |

四月一日にお
ける年齢が二
十一歳未満の
女子で次に掲
げるもの
(1) 大学を卒
業した者及
び試験年度
の三月まで
に大学を卒
業する見込
みの者並び
に人事院が

これらの者
と同等の資
格があると
認める者

(2) 短期大学
又は高等専
門学校を卒
業した者及
び試験年度
の三月まで
に短期大学
又は高等専
門学校を卒

| | | | |
|---------------------|--|--|--|
| | | 刑務官採用 試験（高卒 程度試験） | |
| 刑務 B | | 刑務 A （武 道） | |
| 二 試験 年度の 四 | の 男子 上 二十九 歳未 満 年 齢が 十七 歳以 上 | 一 試験 年度の 四 月一 日にお ける | 業 する 見込 みの 者並 びに 人事 院が これ らの 者と 同等 の資 格が ある と認 める 者 |

| | | | |
|-------------|---|---------------------------|-----------------------------|
| 刑務 B (社会 | 人 | 刑務 A (社会 | 道) 刑務 B (武 月一日における |
| 四 試験年度の四 | 三 試験年度の四 月一日における 年齢が四十歳未 満の男子(第一 号に規定する受 験資格を有しな くなった者に限 る。) | の女子 上二十九歳未満 年齢が十七歳以 | 上二十九歳未満 |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年十二月一日から施行する。ただし、第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

| | |
|-----|---|
| (略) | |
| (略) | 人 |
| (略) | 月一日における 年齢が四十歳未 満の女子（第二 号に規定する受 験資格を有しな くなった者に限 る。） |
| (略) | |
| (略) | |
| (略) | |

2 任命権者は、令和七年十二月一日以降、この規則の施行前に規則八―一八第十九条の規定に基づき告知された採用試験の結果に基づいて作成されたこの規則による改正前の規則八―一八別表第一刑務官採用試験の項に掲げる各区分試験に係る法第五十条に規定する採用候補者名簿に記載された者の中から、なお従前の例により職員を採用することができる。

(準備行為)

3 人事院及び試験機関は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の規則八―一八第三条第三項第二号の二及び第三号の採用試験の実施に必要な準備行為をすることができる。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年五月三十日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―八―九六

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則
人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用</p> | <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用</p> |

語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十 (略)

十一 専門職 (大卒二群) 次に掲げる採用試験をいう。

イ (略)

ロ 刑務官採用試験 (大卒程度試験)

ハ〇チ (略)

十二 専門職 (高卒) 次に掲げる採用試験及びこれらに相当する採用試験をいう。

イ (略)

ロ 刑務官採用試験 (高卒程度試験)

ハ〇チ (略)

十三〇十七 (略)

語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十 (略)

十一 専門職 (大卒二群) 次に掲げる採用試験をいう。

イ (略)

(新設)

ロ〇ト (略)

十二 専門職 (高卒) 次に掲げる採用試験をいう。

イ (略)

ロ 刑務官採用試験

ハ〇チ (略)

十三〇十七 (略)

附 則

この規則は、令和七年十二月一日から施行する。

人事院公示第●●号

人事院は、人事院規則8—18（採用試験）第6条第2項第3号の規定に基づき、平成23年人事院公示第16号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和7年5月30日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

2 この決定による改正は、令和7年12月1日から効力を発生する。

人事院公示第●号

人事院は、人事院規則 8—18（採用試験）別表第 3 刑務官採用試験（大卒程度試験）の項第 1 号ロ(1)及び(2)並びに第 2 号ロ(1)及び(2)の規定に基づき、平成 23 年人事院公示第 18 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年 5 月 30 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| 人事院は、人事院規則 8—18 （採用試験）別表第 3 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号ロ、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、 同表皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号、同表刑務官採用試験（大卒程度試験） の項第 1 号ロ(1)及び(2)並びに第 2 号 | 人事院は、人事院規則 8—18 （採用試験）別表第 3 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号ロ、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、 同表皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第 1 号ロ(2)、第 2 号ロ(2)、 |

| | |
|--|---|
| <p>ロ(1)及び(2)、同表法務省専門職員(人間科学)採用試験の項第1号ロ(2)、第2号ロ(2)、第3号ロ(1)及び(2)、第4号ロ(1)及び(2)並びに第7号ロ(1)及び(2)、同表入国警備官採用試験の項第1号ロ及び第2号、同表外務省専門職員採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表財務専門官採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表国税専門官採用試験の項ロ(2)、同表税務職員採用試験の項ロ、同表食品衛生監視員採用試験の項ロ(3)、同表労働基準監督官採用試験の項ロ(2)、同表航空管制官採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表航空保安大学校学生採用試験の項ロ、同表気象大学校学生採用試験の項ロ、同表海上保安官採用試験の項ロ、同表海上保安大学校学生採用試験の項ロ並びに同表海上保安学校学生採用試験の項ロの規定に基づき、人事院の認定に係る受験資格に関し、次のとおり決定した。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 大卒程度の者に行う採用試験関係</p> <p>一 規則別表第3国家公務員採用</p> | <p>第3号ロ(1)及び(2)、第4号ロ(1)及び(2)並びに第7号ロ(1)及び(2)、同表入国警備官採用試験の項第1号ロ及び第2号、同表外務省専門職員採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表財務専門官採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表国税専門官採用試験の項ロ(2)、同表税務職員採用試験の項ロ、同表食品衛生監視員採用試験の項ロ(3)、同表労働基準監督官採用試験の項ロ(2)、同表航空管制官採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表航空保安大学校学生採用試験の項ロ、同表気象大学校学生採用試験の項ロ、同表海上保安官採用試験の項ロ、同表海上保安大学校学生採用試験の項ロ並びに同表海上保安学校学生採用試験の項ロの規定に基づき、人事院の認定に係る受験資格に関し、次のとおり決定した。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 大卒程度の者に行う採用試験関係</p> <p>一 規則別表第3国家公務員採用</p> |
|--|---|

総合職試験（大卒程度試験）の
項口(2)、同表法務省専門職員
（人間科学）採用試験の項第1
号口(2)及び第2号口(2)、同表国
税専門官採用試験の項口(2)並び
に同表労働基準監督官採用試験
の項口(2)に規定する「人事院が
(1)に掲げる者と同等の資格があ
ると認める者」、同表国家公務
員採用一般職試験（大卒程度試
験）の項口(1)、同表皇宮護衛官
採用試験（大卒程度試験）の項
口(1)、同表刑務官採用試験（大
卒程度試験）の項第1号口(1)及
び第2号口(1)、同表法務省専門
職員（人間科学）採用試験の項
第3号口(1)、第4号口(1)及び第
7号口(1)、同表外務省専門職員
採用試験の項口(1)、同表財務專
門官採用試験の項口(1)並びに同
表航空管制官採用試験の項口(1)
に規定する「人事院がこれらの
者と同等の資格があると認める
者」並びに同表海上保安官採用
試験の項口に規定する「人事院
がイに掲げる者と同等の資格が

総合職試験（大卒程度試験）の
項口(2)、同表法務省専門職員
（人間科学）採用試験の項第1
号口(2)及び第2号口(2)、同表国
税専門官採用試験の項口(2)並び
に同表労働基準監督官採用試験
の項口(2)に規定する「人事院が
(1)に掲げる者と同等の資格があ
ると認める者」、同表国家公務
員採用一般職試験（大卒程度試
験）の項口(1)、同表皇宮護衛官
採用試験（大卒程度試験）の項
口(1)、同表法務省専門職員（人
間科学）採用試験の項第3号口
(1)、第4号口(1)及び第7号口
(1)、同表外務省専門職員採用試
験の項口(1)、同表財務専門官採
用試験の項口(1)並びに同表航空
管制官採用試験の項口(1)に規定
する「人事院がこれらの者と同
等の資格があると認める者」並
びに同表海上保安官採用試験の
項口に規定する「人事院がイに
掲げる者と同等の資格があると
認める者」は、次に掲げる者と
する。

| | |
|---|--|
| <p>あると認める者」は、次に掲げる者とする。</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>二 規則別表第3 国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)の項口(2)、<u>同表皇宮護衛官採用試験(大卒程度試験)の項口(2)、同表刑務官採用試験(大卒程度試験)の項第1号口(2)及び第2号口(2)並びに同表財務専門官採用試験の項口(2)</u>に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。</p> <p>イ～リ (略)</p> <p>三～五 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> | <p>イ～ホ (略)</p> <p>二 規則別表第3 国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)の項口(2)、<u>同表皇宮護衛官採用試験(大卒程度試験)の項口(2)及び同表財務専門官採用試験の項口(2)</u>に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。</p> <p>イ～リ (略)</p> <p>三～五 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> |
|---|--|

2 この決定による改正は、令和7年12月1日から効力を発生する。